

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県日立市城南町一丁目10番16号

氏 名 有限会社沼田クリーンサービス
代表取締役 沼田元良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和6年10月7日
令和11年10月4日

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩金属くず⑪ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑫がれき類⑬ばいじん
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上13種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成11年10月5日	
更新許可年月日	平成16年10月5日	
変更届出年月日	平成21年9月10日	（動植物性残さの廃止）
更新許可年月日	平成21年10月13日	（有効期間 平成21年10月5日～平成26年10月4日）
変更届出年月日	平成26年3月31日	（代表者の変更）
更新許可年月日	平成26年11月19日	（有効期間 平成26年10月5日～令和元年10月4日）
変更許可年月日	平成26年11月19日	（繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類及び石綿含有産業廃棄物の追加並びに廃プラスチック類の限定項目の解除）
更新許可年月日	令和元年12月16日	（有効期間 令和元年10月5日～令和6年10月4日）
変更許可年月日	令和元年12月16日	（燃え殻及びばいじんの追加並びに汚泥の限定項目の解除）
更新許可年月日	令和6年10月7日	（有効期間 令和6年10月5日～令和11年10月4日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無